

日韓租税条約の要約

税務法人三友人 S N T A



税務
法人

三友 SNTA

■Shinsong Bldg. Rm. 902, 9Fl.
25-4Yeouido-dong, Yeongdeungpo-gu
Seoul, 150-010, Korea

■TEL : +82-2-3215-1300

■FAX : +82-2-761-6640

1. 租税条約の要約

1) 対象税目

所得税及び法人税、農漁村特別税、住民税（所得税及び法人税に加えて課税される税目を含む）

2) 居住者

(1) 定義

個人だけでなく法人も含む。

(2) 両締約国の二重居住者である場合

条約で具体的に規定

両締約国の権限のある当局の相互合意によって決定

3) 恒久的施設 (P.E : permanent Establishment)

(1) 事業の全部又は一部を行う一定の場所（例示）

事業の遂行、事業場所の存在、固定された事業場所（物理的な側面）

イ. 管理場所（連絡事務所が代理店を管理する場合など）、支店、事務所、工場、作業場、鉱山、油田、ガス井、採石場、天然資源の採取場所

ロ. 建築場所、建築、設置工事或いはこれと関連した監督活動であり 6 ヶ月を超過して存続する場合（組立工事及び同組立工事に対する監督活動は除外される）

(2) 従属代理人（機能的な側面）

契約締結代理人のみ該当（OECD モデルに一致）

(3) 従属代理人と独立代理人の比較（1992.1 国税庁）

項 目	従属代理人	独立代理人
1. 外国法人と代理人との関係	代理人が法的又は経済的に外国法人に従属された地位にある。	代理人が法的、経済的に外国企業から独立された地位にある。
- 外国法人と代理人に対する業務監督	営業活動の遂行過程において外国企業の細部的な指示と包括的な統制を受ける。	営業活動の遂行過程において、外国企業の細部的な指示と包括的な統制を受けない。
- 事業上の危険負担	事業上発生する危険を外国企業が負担	代理人が自分の事業活動により発生する危険を自分が負担
- 外国企業の数	全的又は殆ど全的に特定外国企業のために代理行為をする。	不特定多数の外国企業のために活動
2. 代理行為の性格	独立的な地位の代理人であっても、自己事業の通常的な過程から離れて代理行為をする場合には、従属代理人に該当する。	独立的地位の代理人が自己事業の通常的な過程のうえで代理行為をしなければならない。

- * 独立代理人は、従属代理人と同一の事業活動をするにもかかわらず、独立した地位にあり、固定事業場でないと見る例外的な概念であるため、上記の要件を全部充足しなければならない。

4) 不動産所得

不動産所在地国（源泉地国）で課税（OECD モデルに一致）

5) 事業所得

(1) 課税原則

帰属主義（attribution rule：国内支店に帰属される所得に対してのみ課税、1991 年 1 月 1 日以後の法人税法規定）であり、OECD モデルに一致

(2) 単純購入非課税原則

同一の規定がある。（本店のための単純購買は非課税であるが、子会社など他人のために購入活動を行う場合には課税される）

(3) 独立企業の原則（移転価格税制の適用）

条約で規定（固定事業場に帰属される全取引が適用対象となる）

(4) 本店発生経費の配賦

一般管理費及び販売費の具体的な配賦基準がなく韓国国税庁の本店経費配賦方法の告示がある。

* 本店発生経費配賦原則

イ.直接経費：全額支店の損金として配賦

ロ.共通経費：按分計算

ハ.本支店内部利子：原則的に損金不認定

(5) 所得源泉配分

源泉配分公式がない。（第 7 条第 4 号参照）

6) 海運及び航空運輸（国際運輸所得）

居住地国で課税（相互免税主義→法人税法基本通則）

7) 特殊関連企業

対応調整条項新設（OECD モデル）→移転価格に対する課税調整時限は 10 年に限定

8) 配当

(1) 制限税率

制限税率 5%（25%以上持分所有）であるが、その他 15%

(2) 配当の定義

条約上の定義の外に国内税法上の定義に従う。

(3) 固定事業場と実質的に関連のある場合、事業所得として課税

(4) 追跡課税の禁止：固定事業場に対する配当税適用禁止

(5) 支店税課税禁止

(6) 利子の見做し配当（過小資本税制）

(7) 配当の減税（租税特例制限法第 121 条の 2）

9) 利子

(1) 制限税率

制限税率 10%

(2) 利子免除機関（非課税）

機関を列挙（韓国の場合には韓国銀行、輸出入銀行、産業銀行、日本の場合には、日本銀行、輸出入銀行）

(3) 利子の定義

- ・ 利子に該当：債券の利子、借入金利子、前受金に対する利子
- ・ 利子に該当しない例：延滞利子、延べ払販売利子、有価証券譲渡時に含まれた利子分、年金に含まれた利子分、賠償金、D/A 割引料、Usance 利子

(4) 固定事業場に実質的に関連した場合には、事業所得と見なす。

(5) 利子の源泉地国は支払地主義が原則であるが、固定事業場所在地国も認定

(6) 特殊関係人間の利子所得税

10) 使用料

(1) 制限税率

制限税率 10%

(2) 使用料の定義：人的役務所得との差異

(3) 源泉地国判定

支払主義、但し、固定事業場が使用して支払う使用料は事業場所在地国（使用地主義）

11) 譲渡所得

(1) 不動産譲渡所得の場合：両国課税原則

所在地国（源泉地国）でも課税することのできる根拠規定を定める。

(2) 株式、債券など有価証券の場合

株式譲渡差益は、原則的に取引地国で非課税である。但し、不動産株式（資産が主に不動産により成立された会社の株式）又は寡占株主の株式取引時（持分率が 25%以上である寡占株主が総発行株式の 5%以上の株式を譲渡する場合）は取引地国で課税。債券などの譲渡差益は課税から非課税となる。（新条約第 13 条第 6 号）

12) 独立的人的所得（自由職業所得）

固定施設保有時、又は183日以上滞留時課税

13) 従属的人的所得

- ・ 非居住者が韓国内で雇用された場合…課税
- ・ 非居住者の免税基準：①暦年中、183日以下滞留
 - ②給与は本店など海外で受領
 - ③固定事業場の損金として計上しない。

14) 役員の報酬

15) 芸能人及び体育人

年間 \$ 10,000以下の役務に対して免税

16) 年金

17) 政府役務

18) 学生及び訓練生

免税点を引上げて学生の場合には、\$ 20,000以下は免税（5年間）であり、研修生の場合には、\$ 10,000以下は免税（1年間）

19) 講師及び研究員

20) その他の所得

条約上別途条項規定

原則→居住地国課税

固定事業場と関連のある所得→源泉地国課税

特殊関係者間の取引→正常価格原則による課税調整可能

* 移転価格益金算入に伴う所得処分：その他所得として源泉徴収

21) 二重課税の回避

(1) 間接納付税額控除

日本側は持分率が25%以上（韓国側は20%）である子会社に対して税額控除許容（各国の法律に一致させる）

(2) 見做し納付税額控除：日本が韓国に対してのみ許容

2003年末までのみ許容

22) 無差別

一方の締約国の個人及び法人は、同一条件の他方締約国の個人及び法人より租税上不利に課税されてはならず、本条の租税は全ての種類の国税及び地方税を言う。

23) 相互合意手続

24) 情報交換

25) 濫用防止

26) 外交官及び領事官

国際法の一般規則又は特別協定の規定に基づいた規定による外交官及び領事官の免税特権には影響を及ぼさない。

27) 発効

28) 効力